

佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（配偶者出産時育児休暇）</p> <p>第10条の2の2 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、次の各号に掲げる子（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項に規定する子をいう。第11条第6号を除き、以下同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、5日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（配偶者出産時育児休暇）</p> <p>第10条の2の2 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、次の各号に掲げる子（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の2第1項に規定する子をいう。第11条第6号を除き、以下同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、5日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。